

岩手県告示第232号

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）別表第7の43の項の知事が別に定める者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関とする。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也